〇文部科学省告示第百五十三号

大学院に専攻ごとに置くものとする教員 0 数に つ いて 定め る件 \mathcal{O} 部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

大学院に専攻ごとに置くものとする教員 \mathcal{O} 数に つ いて定め る件 0 __ 部 を改正 する告示

大学 院設置 基準 (昭 和 四十 九年: 文部省令第二十八号) 第九条の 規定 に基づき、 大学院に専攻ごとに置くも

のとす んる教員 \mathcal{O} 数に つい て定め る件 平 成十 年 文部省告示第百 七十五号) の 一 部 を次のように改 正す

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 12 対 応 L て掲 げ るそ \mathcal{O} 標記 部 分に二つ 重 一傍線 を付 L た 規 定 (以 下 対

象規定」 という。 は、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない もの は、

これを加える。

(く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は
[号を加える。]	数を乗じた数以上置くものとする。
改正前	改正後

則

 \bigcirc 告示 は、 公布の

2

この

告示の施行の際、

現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研究科以外の基本組織に

1 日から施行する。

係る専任教員の数に ついては、 当分の間、 なお従前の例によることができる。